

「芯の通った学校組織」推進プラン第2ステージ
～大分県版「チーム学校」実現プラン～

「プラン最終年における
学校マネジメント」

「芯の通った学校組織」の取組

第1ステージ

- ◇第1フェーズ(H24):趣旨の周知と制度の整備
※「**学校評価の手引き(平成25年1月)**」
- ◇第2フェーズ(H25):実践・研修・指導による「芯の通った学校組織」の構築
※「芯の通った学校組織」の構築に係る20の観点
- ◇第3フェーズ(H26):「芯の通った学校組織」の定着
- ◇第4フェーズ(H27):「芯の通った学校組織」の活用推進
※「8つの観点」
- ◇第5フェーズ(H28):「芯の通った学校組織」の確立

第2ステージ

◇「芯の通った学校組織」推進プラン 第2ステージ ～大分県版「チーム学校」実現プラン～ (平成29年度から令和元年度)

「教育県大分」の創造に道筋を付けるべく**プラン2016中間年(令和元年度)の目標値達成**を目指します。

目標達成マネジメント×組織マネジメント

「芯の通った学校組織」推進プラン 第2ステージ ～大分県版「チーム学校」実現プラン～
に係る**プラン最終年に向けた取組方針**について(通知) <平成31年3月12日付け教委教改第1115号>

プランの趣旨

もとより「芯の通った学校組織」の取組は、目標達成に向けた組織的取組を通じて、「チーム」として個々の強みを生かし、弱みを補い合う中で、学校の教育活動を効率的・効果的に進め、学校のパフォーマンスの最大化を図るものであり、プランで提示する各種ツールを活用した取組の工夫・改善を図ることにより、子どもたちの力と意欲の更なる向上に繋げることが求められる。

学校(管理職)に求められること

「芯の通った学校組織推進プランに取り組んで良かった」
「学校・子どもがかわった」という
実感を持たせる学校経営が必要

事務所から見ると

教職員が「子どもたちの成長」を喜び、更なる改善のアイデアが湧いてくる状態
子どもたちが授業に集中し、「主体的・対話的で深い学び」に向かっている状態

学校における働き方改革の推進

- ◇スクール・カウンセラー（SC）、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）などの**専門スタッフ等を効果的に活用**すること。
- ◇組織的な指導・運営体制のもと、学校単位で策定した活動方針を徹底し、合理的かつ効率的・効果的な活動や適切な休養日等の設定をはじめ、拠点校方式の導入、部活動指導員等の活用、参加する大会等の見直しなど、生徒にとって望ましい文化・スポーツ環境の構築に向けた部活動の改革を進める中で、**部活動に係る教員の負担軽減**を図ること。
- ◇タイムレコーダー等による学校現場における適正な勤務時間管理や校務支援システムの活用を推進するなど**ICTの活用等による組織的な業務改善**を進めること。

5 教育水準向上に向けた取組

(1) 学校マネジメントの深化

「学校マネジメント4つの観点」に基づく指導・支援

観点Ⅰ

S評価の際のポイント

- ① 「誰が」「何を」「どれくらいの頻度で」行うかを、重点的取組ごとに過不足なく、的確な内容で具体的に書き込んだ取組指標が設定されている。

過不足なく、的確な内容で

【条件1】焦点化し、全員が行動できること<教職員の行動レベルで設定する>

▲（好ましくない例）授業者が、毎時間、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を工夫する。

※「**工夫する**」では、取組の具体性がなく、行動がバラバラになってしまう

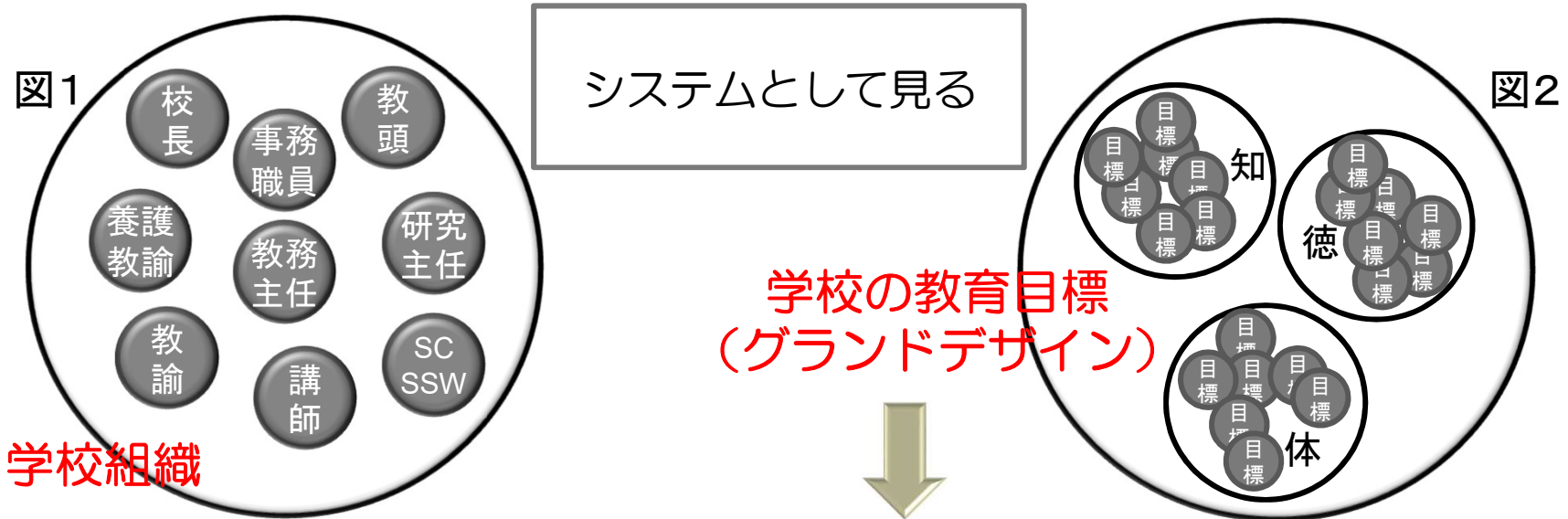
【条件2】取り組むことにより重点目標（達成指標）に近づくものであること

▲（好ましくない例）授業者が、学期に1回以上、互見授業を行う。

※「**学期に1回**」以上の互見授業の設定だけで、日常の授業の取組がなければ、重点目標に近づくことはできない

全員が共通の取組を行うことにより、学校に一体感が生まれる

観点Ⅰ なぜ目標を「重点化・焦点化」するの？



一度にあれもこれも実現することは現実的に困難であり、結果的に目標を設定していないのと同じことになってしまう

**システムの一部が変化すると
他の部分も連鎖的に変化していき
結果的にシステム全体が変わっていく**

(1) 学校マネジメントの深化

「学校マネジメント4つの観点」に基づく指導・支援

観点Ⅱ

S評価の際のポイント

- ① 短期の検証・改善を積み重ねるとともに、年度を跨いだ継続性のある検証・改善を行っている。

年度を跨いだ継続性のある検証・改善

【条件1】前年度末の検証結果を踏まえた喫緊の課題に対応するものであること

- 人事異動で校長がかわっても、学校評価や年度末調査や単元のまとめテスト結果の分析などを、本年度の「学校評価の4点セット」に活かしている

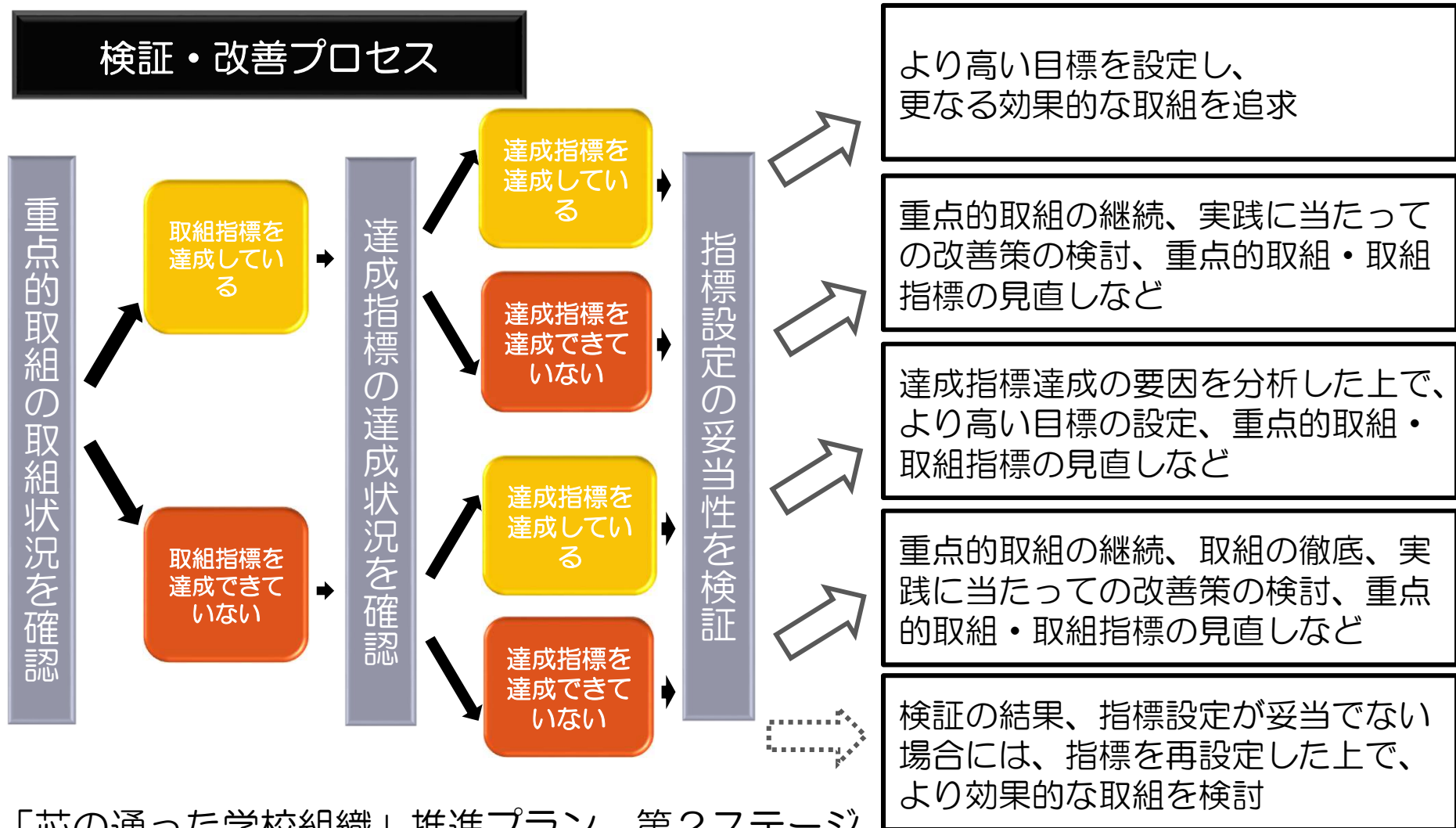
【条件2】重点目標等に照らして右肩上がりの成果を出していること

- ▲（好ましくない例）検証・改善がアンケートのみ等、ルーティン化しており、成果につながない
○子どもたちの小さな成長（達成指標に近づく）を見逃さず、教師と子ども、保護者で共有している

小さな成果を共有することにより、更に改善意欲が高まる

観点Ⅱ 持続的・発展的な教育活動を実現するために

検証・改善プロセス



(1) 学校マネジメントの深化

「学校マネジメント4つの観点」に基づく指導・支援

観点Ⅲ

S評価の際のポイント

- ①目標達成に向けた組織的取組が実働(効果的に機能)し、成果を出していることが具体の事例として確認できる。

組織的取組が実働

【条件1】目標管理シートの「自己目標」が、学校の重点目標・分掌等目標と連動していること

【条件2】主要主任が、目標設定時・進捗管理等において、適時適切に指導・助言を行っていること

教職員全員が学校経営への参画意識をもち、マネジメント力が高まる

ミドルリーダー(主要主任)を次期リーダーとして育成することができる

(1) 学校マネジメントの深化

「学校マネジメント4つの観点」に基づく指導・支援

観点Ⅳ

S評価の際のポイント

- ① 養護教諭、学校事務職員等の少数職種を含む教職員や専門スタッフ等が、必要に応じて、関係機関とも連携しながら、**チームとして実働**（効果的に機能）し、成果を出していることが具体の事例として確認できる。

チームとして実働

- 【例1】養護教諭、学校事務職員等の少数職種の職員が運営委員会等、学校経営に参画している
- 【例2】学校運営組織図にSC、SSW等の専門スタッフと連絡調整を担う「教育相談コーディネーター」が位置付いている
- 【例3】組織的に「あったか♥・ほっと♥・にっこり♥」の取組ができている
(未然防止) (早期発見) (解決支援)

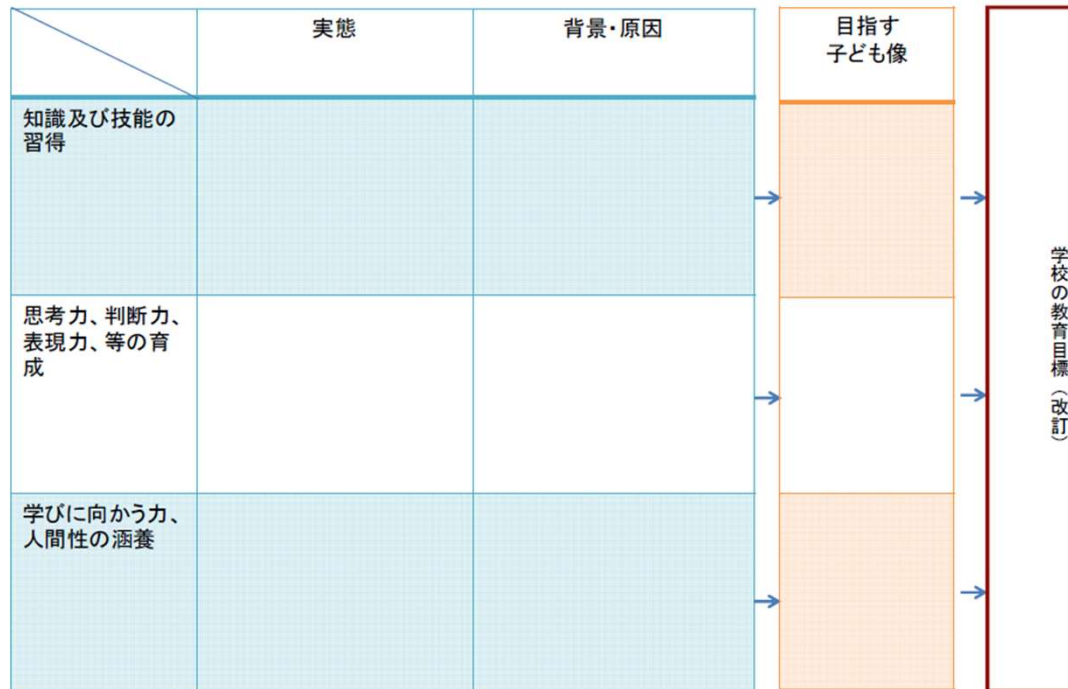
全ての児童生徒にとって学校は“ホッと息のつける「居場所」”であり“「絆」のある場所”であることが重要です。全ての教職員が本ガイドを活用して、学校組織力と教職員意識の今の姿をチェックして頂き、“新たな気づき”に基づく高い意識と高い組織対応力をもって、いじめ対策・不登校児童生徒支援を行って頂きますようお願いいたします。

(いじめ対策・不登校生徒支援ガイド「はじめに」 平成30年3月)

学校の教育目標の見直しとの整合性確保

■学校の教育目標の設定、見直し(例)

【見直し例】2 子どもの実態や教師の願いから目指す子ども像を考える



学校の教育目標を資質・能力の三つの柱で設定したり見直したりするのは、日々の教育実践と学校として育成を目指す資質・能力の結びつきをより明確にするためです。

大切なのは、全ての教員が、学校の教育目標の実現を目指して日々の教育活動を実践・評価・改善し、子どもたちに確実に資質・能力を身につけさせることです。

「新学習指導要領への移行スタート」 義務教育課HP <http://www.pref.oita.jp/soshiki/31810/>

新学習指導要領を踏まえた学校の教育目標の見直しを行う場合には、「学校評価の4点セット」等の作成に当たり整合性の確保に留意すること。

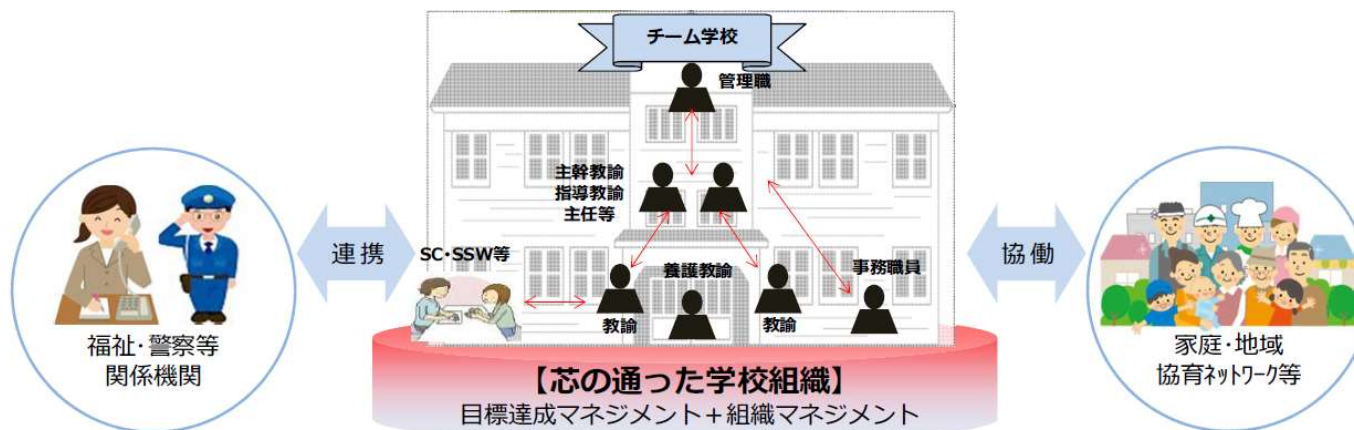
(1) 学校マネジメントの深化

「地域とともにある学校」への転換促進

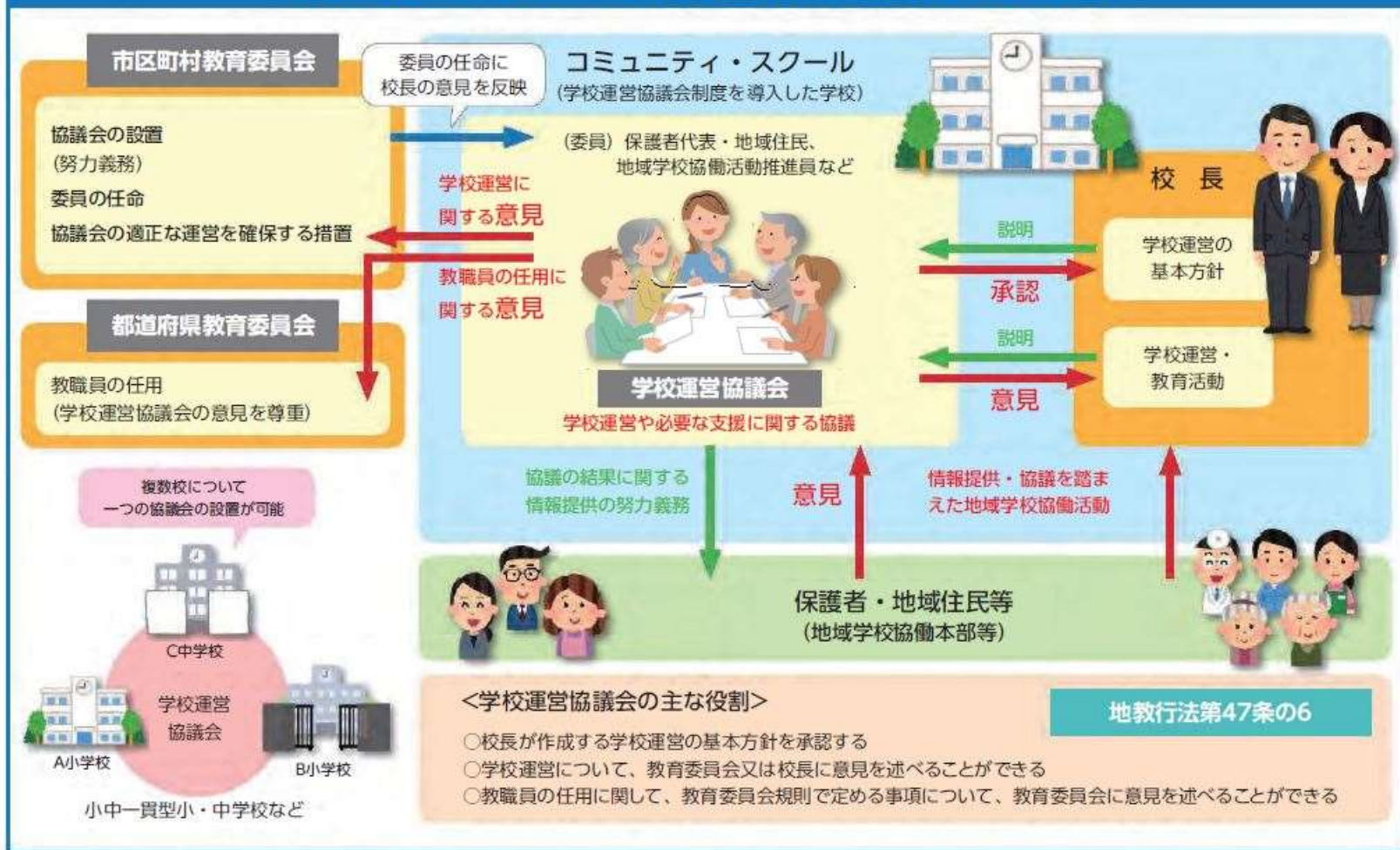
新学習指導要領が目指す「**社会に開かれた教育課程**」の実現にも資するため、学校・家庭・地域が学校の重点目標を共有した上で、「学校評価の4点セット」等の作成過程からそれぞれの主体的関与が求められる。

取組の実践においても家庭・地域の主体性の喚起が望まれるとともに、「教育」ネットワークによる学校支援活動については、**学校の重点目標達成に寄与することが望ましい**。

コミュニティ・スクール(CS)導入校にあっては、**CSの仕組みと「協育」ネットワークの活動(地域学校協働活動)**が両輪として機能する環境整備が求められる。



コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の仕組み



▶▶ コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) に関する法改正 (平成29年4月施行)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6)

- ★ ● 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者 (地域学校協働活動推進員等) を追加
- ★ ● 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- ★ ● 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

大分県の「地域とともにある学校づくり」推進

学校教育「コミュニティ・スクール」と社会教育「『協育』ネットワーク」の連携



1

学校教育



「コミュニティ・スクール」ってナニ?

- ▶ 「コミュニティ・スクール」とは、「学校運営協議会」を導入している学校のことで、大分県では、平成19年度に導入が始まりました。
- ▶ <学校運営協議会の主な役割> (※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6)
 - ・校長が作成する学校運営の方針を承認する
 - ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
 - ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる
- ▶ 「学校運営協議会」では、学校運営や必要な支援に関する協議を行います。協議の内容を実現するには、学習支援部、環境整備部、安全安心部といった**作業部会**を設置することが効果的です。また、作業部会や学校支援活動を活性化させるには、「**『協育』ネットワーク**」を活用することで活動がより充実していきます。



2

社会教育

「『協育』ネットワーク」ってナニ?

- ▶ 「協育」ネットワークとは、地域住民が地域の子どもを守り育てる仕組みのことで、大分県で平成19年度から始まった取組です。
- ▶ 国の「地域学校協働本部」と「協育」ネットワークは、同じ仕組みです。



「校区ネットワーク会議」ってナニ?

- ▶ 校区ネットワーク会議とは、行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、地域の代表者等、幅広い方々の参画により、校区内の「協育」ネットワーク活動の方針について協議し、活動の企画、広報啓発、人材バンク等の整理、事業実施後の評価等を行う会議体で、おおむね中学校区ごとに設置されています。

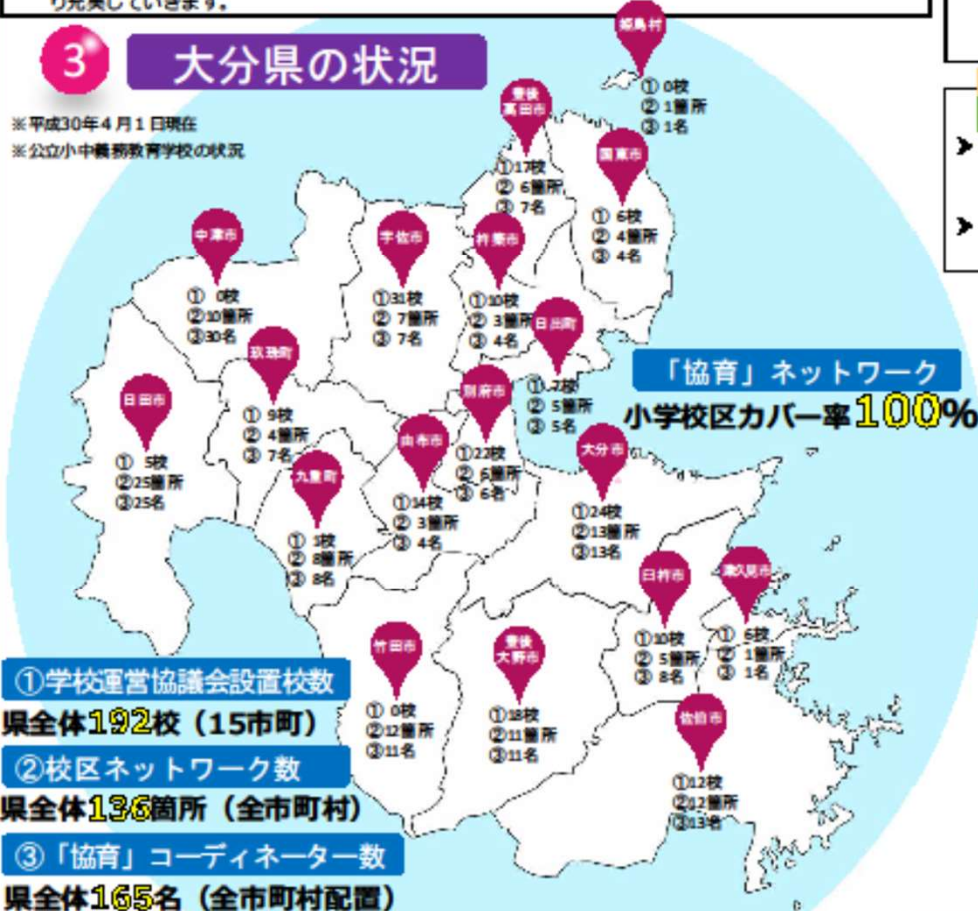
「『協育』コーディネーター」ってナニ?

- ▶ 「協育」コーディネーターは、地域学校協働活動の企画・運営、学校や関係機関との連絡・調整、地域の協力者の確保・配置等を行い、「協育」ネットワーク活動の要といえます。
- ▶ 社会教育法に定める地域学校協働活動推進員として委嘱を受け、地域住民等と学校とを結ぶ活動を行う「協育」コーディネーターも増えてきています。

3

大分県の状況

※平成30年4月1日現在
※公立小中義務教育学校の状況



①学校運営協議会設置校数

県全体**192校** (15市町)

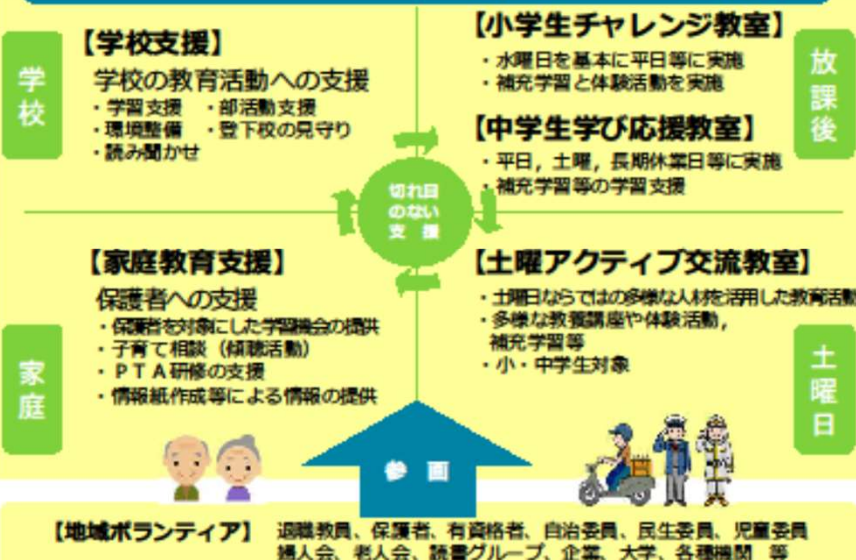
②校区ネットワーク数

県全体**136箇所** (全市町村)

③「協育」コーディネーター数

県全体**165名** (全市町村配置)

「協育」ネットワークでは、どんな活動をしているの??

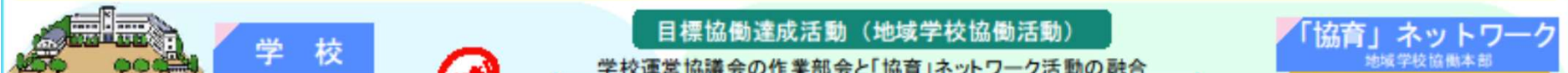


大分県の【「地域とともにある学校づくり」+「学校を核とした地域づくり」】推進

2019年3月大分県教育委員会

育成を目指す子ども像の共有 ~ 何のためのコミュニティ・スクールか? ~

- 「学力向上」「安全・安心な学校づくり」など、学校運営協議会を導入することで効果は多様です。
- 大切なことは、「どのような子どもを育てたいのか（育成を目指す子ども像）」を、学校・家庭・地域がともに考え、議論することです。
- そして、学校運営協議会や作業部会に関わる人たちが「何のためにこの活動をしているのか」を共有することも重要です。
- 「何のために」を共有することで、「お願ひ」と「頼まれ事への支援」といった貸し借りの関係ではなく、学校・家庭・地域の「協働」につながり、互いに有用感（成果）を実感することができます。



学校 学校教育目標の達成に向け、地域力を生かした教育活動を展開。保護者や地域住民と積極的に対話し、協働による取組を実施。

学校運営協議会の協働内容を実現するには、実働組織となる作業部会が必要です。作業部会が行う各種学校支援活動と、地域・保護者等を結ぶためにはコーディネーターの存在が重要です。県内には、「協育」ネットワーク活動の要となる「協育」コーディネーターが、165名（全市町村配属）います。※2018年4.1現在

「協育」ネットワーク 地域学校協働本部 校区ネットワーク会議

地域を越えて「育成を目指す子ども像」を共有し、学校・家庭・地域が取り組むことを明確化させる。

学校運営協議会の協働内容を実現するには、実働組織となる作業部会が必要です。作業部会が行う各種学校支援活動と、地域・保護者等を結ぶためにはコーディネーターの存在が重要です。県内には、「協育」ネットワーク活動の要となる「協育」コーディネーターが、165名（全市町村配属）います。※2018年4.1現在

地域の子どもを守り育てる仕組みに関する協議

学校運営協議会

学校運営や必要な支援に関する協議

- 保護者
- 地域住民
- 行政職員
- 学識経験者
- 「協育」コーディネーター
- 学校の教職員等

協議内容

- どんな子どもを育てるか?
- そのためどのような目標協働達成活動を実施するか?
- どんな作業部会が必要か?

熱議

学習支援部

- 「総合的な学習」の授業づくり
- キャリア教育支援
- 英語学習支援
- 郷土学習支援
- 学校行事支援
- 計算カードの聞き取り
- 家庭科実習補助
- 集会での音楽指導
- 読み聞かせ
- 除草作業・環境整備
- 水泳授業の見守り
- 図書館蔵書借り入れ
- 登下校の見守り

環境整備部

安全安心部

地域ボランティア 保護者、地域住民、専門家、企業、NPO、団体等

放課後の教育活動

- 補充学習支援

土曜日の教育活動

- 体験活動
- 地域との交流

家庭教育支援活動

- 子育て相談
- 親子イベント
- PTA研修支援

多くの当事者が「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のこと。

CSについて、児童生徒や保護者・地域の方々にも知ってもらうことは、学校として大事な役割です。

学校の方針や活動内容を理解し、子どもと共有する。家庭学習等を通し、教育目標を踏まえた学びを促す。

学校運営協議会では、学校や子どもたちの課題解決に向けて、必要な支援を協議します。各委員は、学校運営の当事者として、単に意見を言うだけでなく、課題解決に向けて「何が必要か、何ができるか」も考える必要があります。

地域ボランティア 保護者、地域住民、専門家、企業、NPO、団体等

地域

地域を越えて「育成を目指す子ども像」を共有し、学校・家庭・地域が取り組むことを明確化させる。

年間活動計画(例) - 年間6回の学校運営協議会開催のケース -

<p>4月</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育委員会より(要綱状の交付) 事務局より(会長・副会長等委員の選出) 学校運営協議会より(育成を目指す子ども像の確認) 学校より(〇〇年度〇〇小学校学校経営方針の承認) 学校運営協議会より(年間活動計画・作業部会設置案の検討・作成) 	<p>5月</p> <ol style="list-style-type: none"> 授業参観 学校運営協議会より(作業部会設置案の検討・作成) <p>学校運営協議会の開催日では、可能な限り授業参観を行なっています。※オープンスクールの趣向もあり</p> <p>実働の子どもの姿、先生たちの姿を捉えらることで、学校運営協議会の協議内容がより深まり大変効果的です。</p>	<p>8月</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校より(1学期の教育活動) 学校より(前期:学校関係者評価) 各作業部会より(進捗状況の報告・後期活動案の作成) <p>第1回学力向上会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 学力調査結果について 課題解決に向けた具体的な取組について 	<p>12月</p> <ol style="list-style-type: none"> 授業参観 学校より(2学期の教育活動) 各作業部会より(進捗状況の報告) 	<p>2月</p> <ol style="list-style-type: none"> 授業参観 学校より(後期:学校関係者評価) 各作業部会より(進捗状況の報告) 	<p>3月</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校より(総括) 各作業部会より(総括) 学校・学校運営協議会より(育成を目指す子ども像の共有) <p>年度末に育成を目指す子ども像について「熟慮」を実施。</p>
--	--	--	--	---	---

育成を目指す子ども像の共有 ～ 何のためのコミュニティ・スクールか？ ～

- 「学力向上」「安全・安心な学校づくり」など、学校運営協議会を導入することでの効果は多様です。
- 大切なことは、「**どのような子どもを育てたいのか(育成を目指す子ども像)**」を、学校・家庭・地域がともに考え、議論することです。
- そして、学校運営協議会や作業部会に関わる人たちが「**何のためにこの活動をしているのか**」を共有することも重要です。
- 「何のために」を共有することで、「お願い」と「頼まれ事への支援」といった貸し借りの関係ではなく、学校・家庭・地域の「**協働**」につながり、互いに有用感(成果)を実感することができます。

マネジメント・教育課程レベルでの校種間連携の推進

「学校評価の4点セット」をはじめとする各種マネジメントツールについては、**連携する校種間での共有のみならず、その作成過程で重点的取組や指標の摺り合わせを図り、マネジメント・教育課程レベルでの実質的な連携に繋げることが望ましい。**

学校評価の4点セット

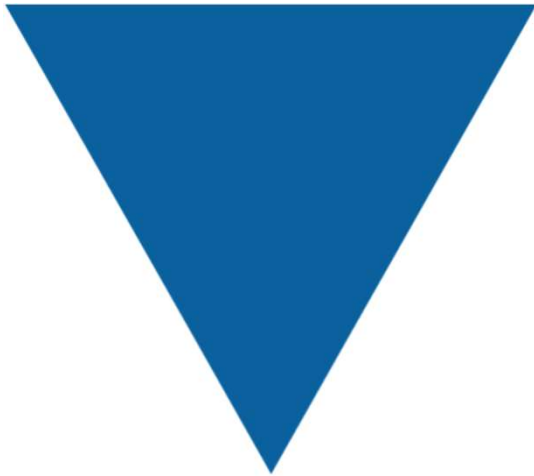
学力向上プラン
(授業改善の5点
セット)

体力向上プラン

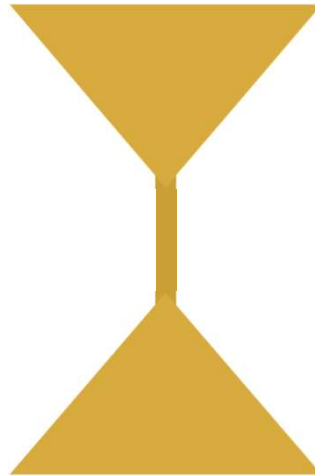
いじめ対策・不登
校児童生徒支援
プラン

これらは何をあらわしているでしょう？

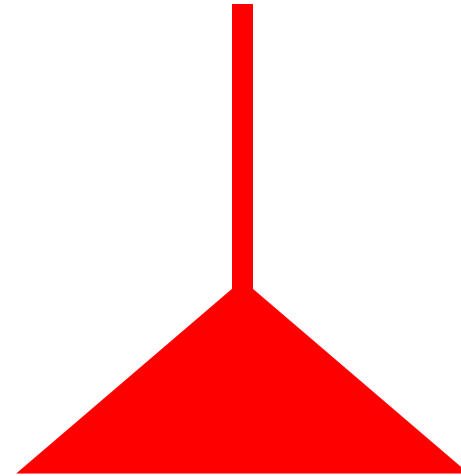
A



B



C



「付きたい力を意識した密度の濃い授業」実現に向けた授業改善

「新大分スタンダード」に基づいた授業改善の推進



新大分スタンダードのすすめ

新大分スタンダードで主体的・対話的で深い学びの実現を

「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を育成するワンランク上の授業を目指して

1 1時間完結型

主体的な学びを促す「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」

- *学習の見通しをもたせ、意欲を高める「めあて」
- *学びの成果を実感し、学んだことや意欲・問題意識等を次につなげる「振り返り」
- *追究すべき事柄を明確にする「課題」、追究した結果を明確にする「まとめ」

2 板書の構造化

- *思考を整理したり促したりする板書、思考の過程を振り返ることができる板書

3 習熟の程度に応じた指導

- *「具体的な評価規準」に基づく確かな見取り
- *「努力を要する状況」の児童生徒に対する手立ての工夫



安心して学べる
「学びに向かう学習集団」

4 生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を創造する学習展開

- *各教科等の見方・考え方を働かせて展開する「課題設定 → 情報収集 → 整理・分析 → まとめ・表現・交流 → 振り返り・評価」等の学習過程の繰り返しの中で行われる
- ・知識の関連付け、問題の発見・解決、情報を精査した考えの形成、思いや考えに基づく創造
- ・様々な人との対話・協働による自分の考えの深化・拡充

H31.3月版

(2) 授業改善の徹底

「付けたい力を意識した密度の濃い授業」実現に向けた授業改善

「新大分スタンダード」に基づいた授業改善の推進

各教科等における資質・能力の確実な育成をめざして

一層の充実をお願いしたいこと

- 1 単元や題材の目標、評価規準を明確にし、単元構想に基づいた「本時」を構想すること
- 2 教科等の特質を踏まえた質の高い「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」を設定すること
そのために、まず、育てたい資質・能力が確かに育つ学習活動を設定すること
→学習過程の質的改善
- 3 個に応じた指導の工夫、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導の工夫をもって授業に臨むこと →すべての児童生徒を「概ね満足できる状況」に

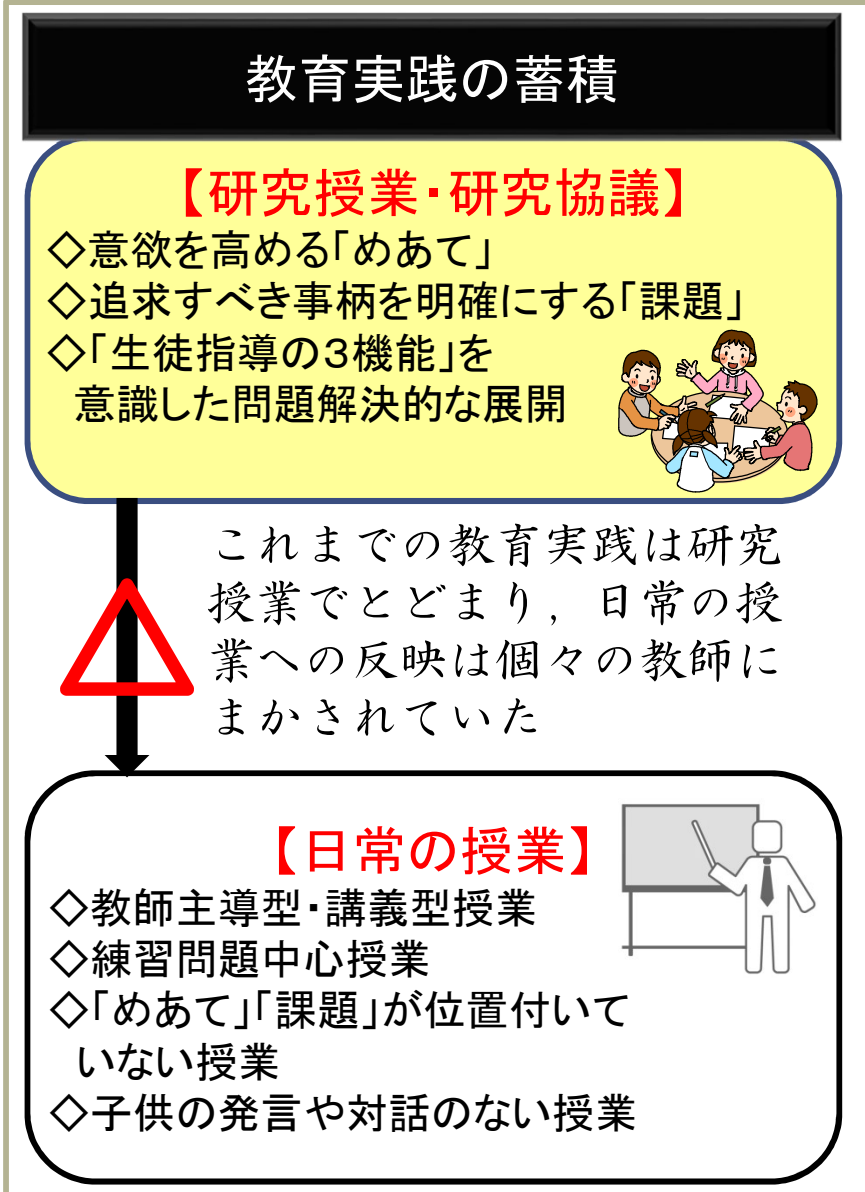
単元・題材や本時の「ねらい」の適切さ、明確さを確かめ合しましょう

「ねらい」の書き方の例

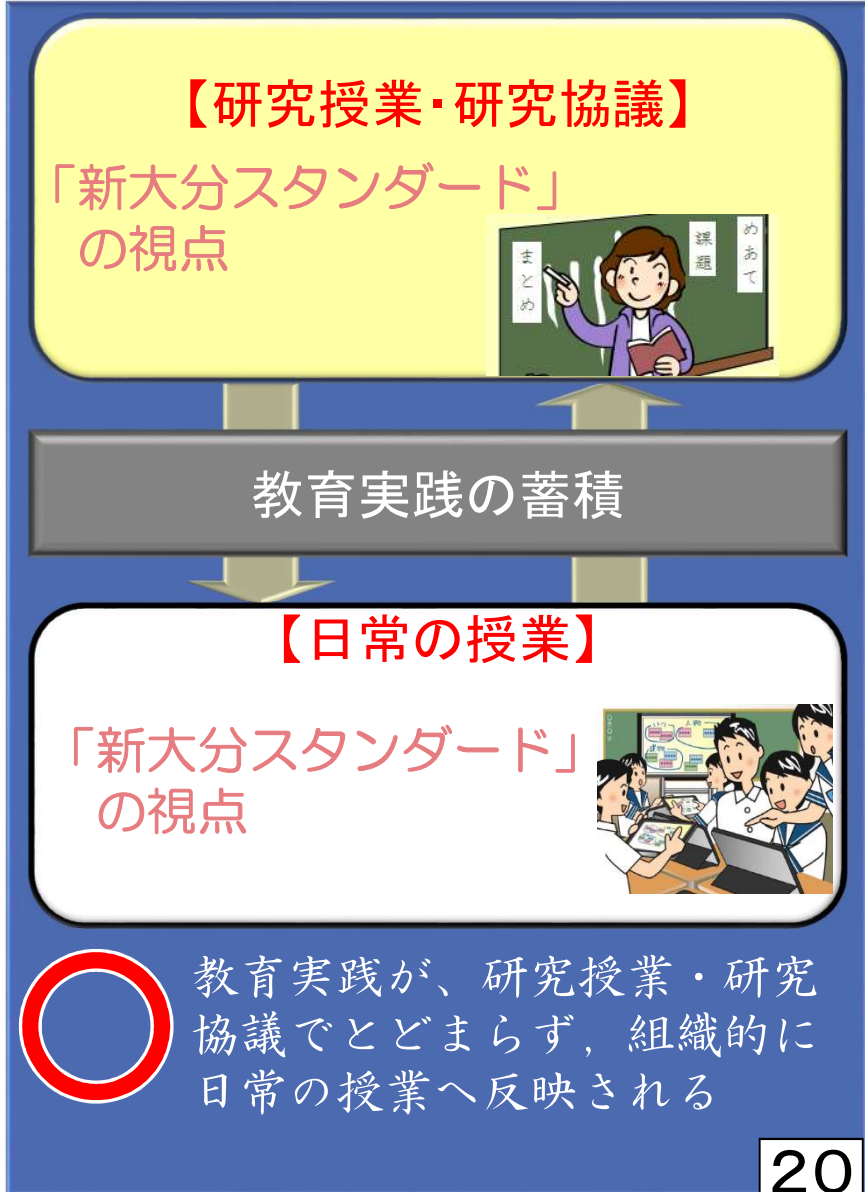
- A 学習内容(～を、～について) B 学習活動(〇〇を通して、〇〇と比べて)
C 育成を目指す資質・能力(△△できるようにする、△△を高める等)

※Bについては、「順序付ける・比較する・分類する・関連付ける・多面的に見る・多角的に見る・理由付ける・見通す・具体化する・抽象化する・構造化する」等の「考えるための技法」を意識する
Cについては、評価規準と整合する

「付きたい力を意識した密度の濃い授業」実現に向けた授業改善



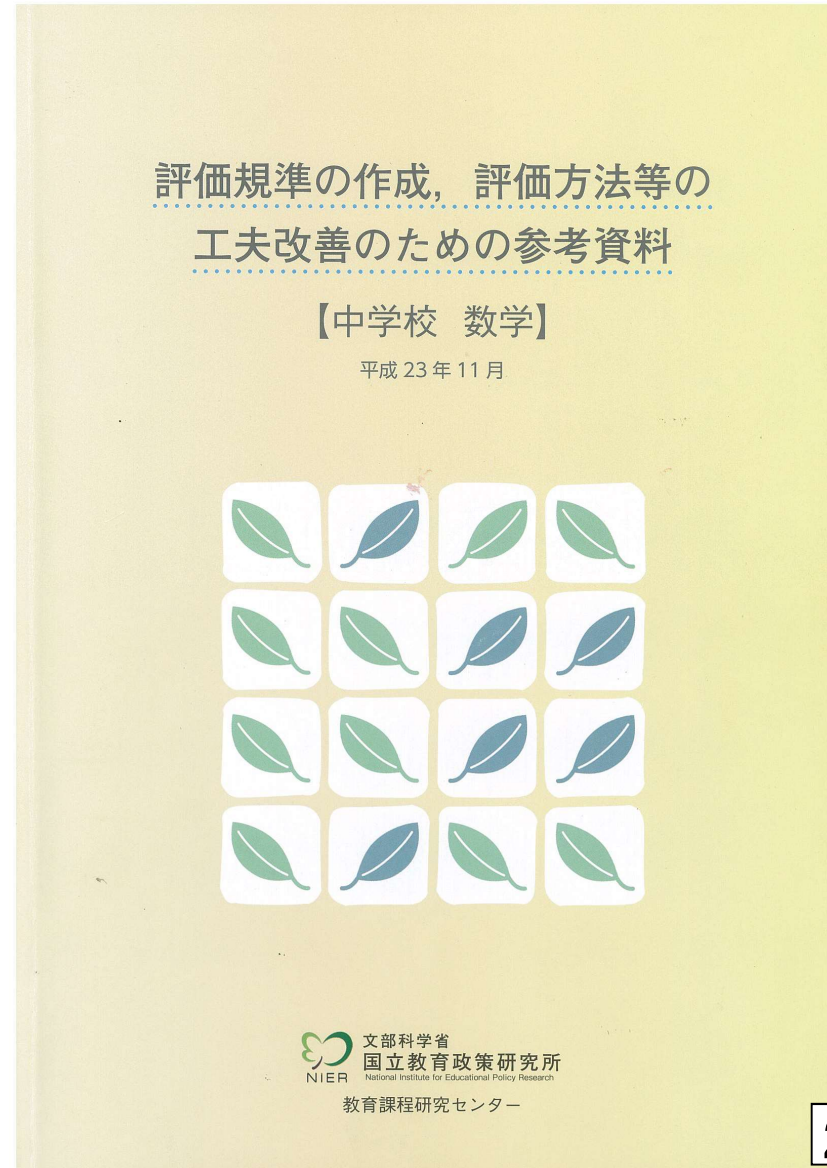
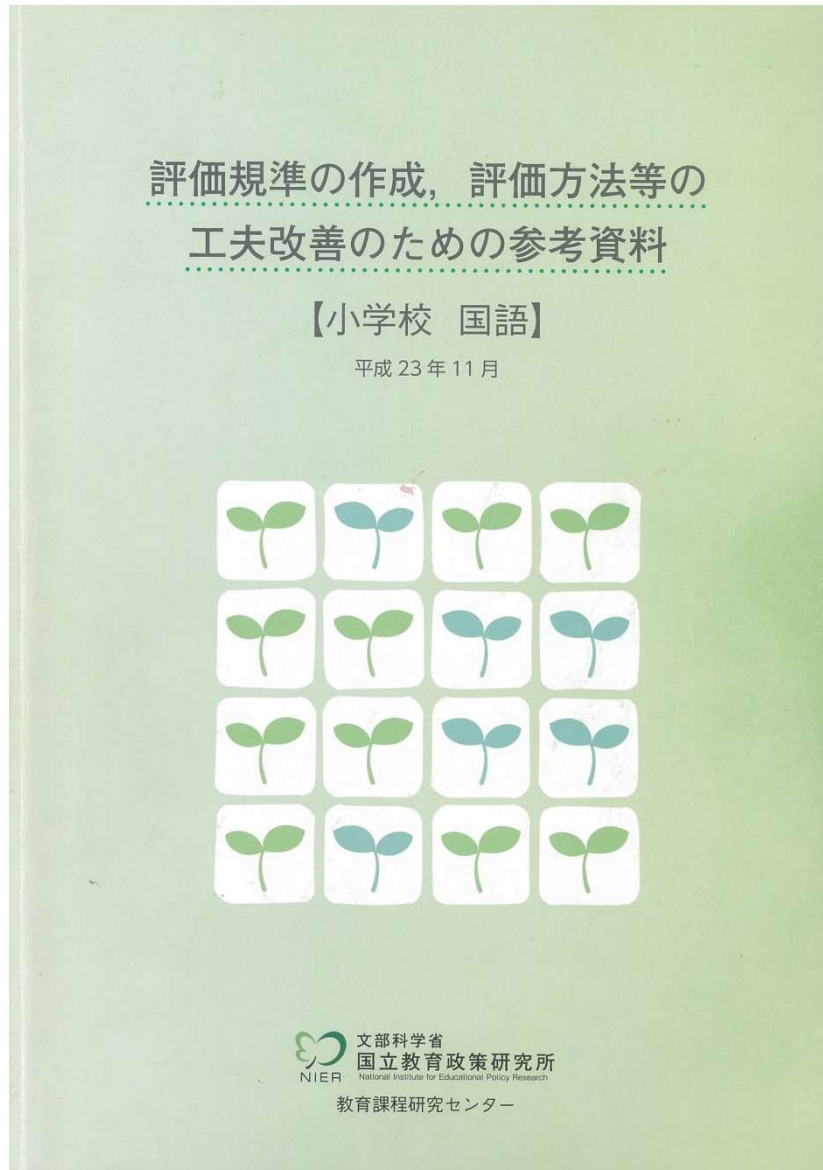
「日常の授業の充実」



(2) 授業改善の徹底

「付けたい力を意識した密度の濃い授業」実現に向けた授業改善

国立教育政策研究所HPからダウンロード可能



幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）

平成28年12月21日 中央教育審議会

「主体的・対話的で深い学び」とは何か

「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、特定の指導方法のことでも、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。
人間の生涯にわたって続く「学び」という営みの本質を捉えながら、
教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・
能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

1「主体的な学び」

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

- ①興味や関心をもっていること
- ②見通しをもっていること
- ③粘り強く取り組んでいること
- ④自分の学びの振り返りができること

2「対話的な学び」

子供同士の協働，教職員や地域の人との対話，先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ，**自己の考えを広げ深める**「対話的な学び」が実現できているか。

3「深い学び」

習得・活用・探究という学びの過程の中で，各教科等の特質に応じた「**見方・考え方**」を働かせながら，知識を相互に関連付けてより深く理解したり，情報を精査して考えを形成したり，問題を見出して解決策を考えたり，思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

「見方・考え方」

各教科等の「見方・考え方」は，「**どのような視点で物事を捉え，どのような考え方で思考していくのか**」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり，**教科等の学習と社会をつなぐもの**であることから，児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ，**教師の専門性が発揮される**ことが求められること

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

(2) 授業改善の徹底

日常の授業改善を推進するためのセルフチェックの仕組み

◇ 校長等管理職は、

特に、日々の授業観察において、「授業改善の5点セット」中の【取組内容】が各教室でどのように具体的に実施されているのかを見て、授業改善の進捗状況を把握するとともに、指導助言を通して、教員一人一人の授業改善に積極的に関わることが求められる。そのため、どの学校でも使える授業観察シートに基づくものではなく、**自校の【取組内容】を踏まえて、授業観察の視点を設ける必要がある。**

(「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引きP.11)

学校評価の4点セット
「重点的取組」
=
学力向上プラン
「取組内容」

学校評価の4点セット
「取組指標」
=
学力向上プラン
「取組指標」

「重点的取組」「取組指標」
に基づいた
「授業観察シート」と
「セルフチェック」

連 動

(2) 授業改善の徹底

管理職による授業改善に係る指導技術向上のための指導・支援

管理職による授業観察

◇管理職には、授業観察で見出した【取組内容】に関する好事例や、気になる児童生徒の状況等を記録し、学年部会や教科部会・教科会議等にフィードバックすることも求められる。記録を活用して、研究主任等に研究協議の柱を設定させたり、授業改善計画の見直しをさせたりするなど、授業観察を学校全体の授業改善に積極的に活用する環境を整えていくことが重要である。

(「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引きP.11)

授業者	◇授業観察シートを活用した指導・助言
学年部会 教科部会	◇学力向上プランの取組に関する好事例のフィードバック ◇気になる児童生徒の状況等の記録のフィードバック →個別の指導計画への記入・活用
研究主任 教務主任	◇記録を活用して研究協議の柱を設定させる ◇授業改善計画の見直しをさせる ◇板書をカメラで撮り、全員で共有するよう指示
特別支援教育 コーディネーター	◇ユニバーサルデザインの良さを取り入れた授業づくりの研修を企画させる

授業観察で得られた情報を「授業者への指導」だけでなく、組織や主任を活用して、「学校全体の授業改善」に積極的に活用する

「個別の指導計画」の作成率向上

通常学級における特別な支援を必要とする**全ての**児童・生徒
に対する「個別の指導計画」の作成・活用が求められる



「特別な支援を必要とする児童・生徒」を見極めること

「芯の通った学校組織」推進プラン第2ステージ～大分県版「チーム学校」実現プラン～

〈特別支援教育の視点を加えた習熟の程度に応じた指導イメージ〉
個に応じた指導の工夫、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導の
工夫を検討する。

※作成率の向上に困難を抱える学校においては、障がい特性のアセスメントや「個別の指導
計画」作成に係る支援を行う**専門家派遣(県教委事業)**を活用

運動の習慣化・日常化に向けた組織的取組の推進

運動する子どもとそうでない子どもの**二極化傾向**が解消されていない状況を踏まえ、引き続き「一校一実践」の取組を工夫するなど、**運動の習慣化・日常化**に向けた組織的な取組を学校全体で推進すること。

自校を振り返ってみましょう

- Q 運動の好きな子どもが育っていますか？
- Q 「一校一実践」の取組がマンネリ化していませんか？
- Q 小学校については体育専科教員をT1からT2へシフトし、担任の体育の授業力向上を進めていますか？

生活習慣の改善

朝食摂取率の向上や、情報機器(携帯電話・スマートフォン等)との接触時間の抑制による適切な就寝時間の設定など、養護教諭・栄養教諭が中心となって、児童生徒の**基本的生活習慣の改善**や**バランスのとれた身体づくり**に取り組むこと

フッ化物洗口の導入拡充

むし歯予防対策については、引き続き、**歯みがき指導**、**食に関する指導**、**フッ化物の活用**の三本柱を推進する中で、特に取組が遅れているフッ化物洗口の全学校全学年での早期導入や実施計画の前倒しが望まれること

組織的ないじめ・不登校対策の徹底

SC・SSW等の専門スタッフとの連絡調整窓口となる教育相談コーディネーターの連携を促進するとともに、**専門スタッフの参加を得た校内委員会等の定期的な開催**を徹底すること。また、校内委員会等については保健師や家庭児童相談員等の福祉関係者等が参加できる**体制の整備**を併せて進めること



1 あったか♡ハート(未然防止)

すべての児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくり → **人間関係プログラム**の取組

2 ほっと♡ハート(早期発見)

子どものかすかな変化を見逃さないために

3 にっこり♡ハート(解決支援)

学校全体で組織的に対応する「チーム学校」体制づくり

6 学校を支える取組

(3) その他

説明会等におけるWebの活用等による学校現場の負担軽減

「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」を中心に、県教委主催の説明会等におけるWeb(動画配信)の活用を進めること

学校防災体制の強化

近年多発する自然災害に備え、管理職のリーダーシップの下で学校安全の中核となる教職員を「防災教育コーディネーター」として校務分掌上位置付け、学校安全計画に基づくより実践的な防災教育を実施するとともに防災士資格保有者の拡大を図るなど、組織的な学校防災体制を整備することが望まれること

〔関連通知〕

○学校における働き方改革の推進に関すること

- ・「中央教育審議会『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)』」(平成31年1月25日)

○学力向上対策に関すること

- ・「中学校学力向上対策3つの提言に係る『生徒と共に創る授業』の推進」について(依頼)」(平成29年8月18日付け 教委義第1146号通知)
- ・「平成30年度第2回学力向上検証会議で協議した今後の学力向上の取組等について(依頼)」(平成31年2月8日付け教委義第2015号通知)

○学校防災体制の強化に関すること

- ・「『防災教育コーディネーター』の指名について(依頼)」
(平成31年2月6日付け教委学安第2080号通知)